



懲戒処分等の公表について

我孫子市民文化祭委託費の横領等により、平成31年4月22日付けで職員を懲戒免職処分とした事案に関し、下記のとおり関係職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1 被処分者、処分内容、処分理由

- 生涯学習部文化・スポーツ課 課長 男性（58歳）減給（10%、1箇月）
指導監督に係る職務上の義務違反及び職務怠慢
- 生涯学習部文化・スポーツ課 主幹 男性（51歳）減給（10%、1箇月）
指導監督に係る職務上の義務違反及び職務怠慢

※ 生涯学習部長及び生涯学習部文化・スポーツ課主査（前生涯学習部長）については、指導監督不適正として訓告処分としました。

2 処分発令日

令和元年5月15日（水）

3 処分の概要

業務に関する指導監督ならびに管理不行届きにより、職員による公金横領等の不祥事を発生させた。

4 教育長コメント

先般公表した教育委員会職員の公金横領等の不祥事について、本日、関係職員の懲戒処分を行いました。公金横領等の職員の不祥事を未然に防ぐことができず、市民の皆様や関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたこと深くお詫び申し上げます。

今回の件につきましては、一職員の問題ではなく、教育委員会全体のことと重く受け止め、私自ら先頭に立ち不祥事の根絶に全力を尽くし、市民の皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

【問い合わせ】

我孫子市教育委員会総務課 森田

☎ 04-7185-1110